

街道の關所が廢せられる迄

道路改良會
評議員

長谷川久一

本邦に於ける道路の交通は其の交通量の増加と云ひ交通政策の方面と云ひ徳川時代に入りて全然面目を一新するに至つた事は經濟史上注目す可き現象である。蓋し關ヶ原役及び大阪二陣の以後は兵亂全く止み茲に泰平三百年の基を開ける徳川幕府の創設となつたに就いては家康は先づ一般交通の利便を圖るを以て其の治世の第一義となしたからである。即ち天正十八年道中傳馬役を任命し慶長六年には東海道各驛に於ける傳馬の制を定めたのを手始めとして更に萬治二年には道中奉行が置かれ東海、東山、北陸の三道及び奥州街道と日光街道と三街道の制が定められ、又一里塚を造つて旅人の利便を計る事とした。今日一里塚の尤も完全に殘て居るのは第一號國道三島町の東にあるものが典型的のものであらう。驛々の制度も幕政時代の前半期には概ね木賃制であつたが其の後段々と各驛共場末の宿屋を除いては何れも皆道中に必要な丈の賄をしてくれる事となつて所謂旅籠制に移り變はつて行つたのである。

參觀の制は徳川幕府の諸政策中尤も重要視したるものゝ一つであつた。慶長八年二月黒田長政、松浦鎮信、蜂須賀至鎮等が江戸に參觀したのを手始めとし其の他島津、細川、鍋島、池田、毛利、福島、前田、伊達、相馬、佐竹、上杉、松前等外様の各諸侯が殆ど例外無しに慶長年間に於て一回乃至數回伏見、江戸、駿府に參觀しないものは無かつたので茲に此の制度が確立するに至つたのである。而かも諸侯の參觀は一般交通の發達を促し延いて都市の進展に貢獻する所が偉大であつた事は云ふ迄も無く、就中將軍上洛等の事から東海道は一層道路構造も尤も勝れて來たし沿道各驛の殷盛は他の方面に比較して更らに一層顯著なるものがあつた。家光將軍が嘗て上洛した時に江戸と京都との兩市民に各銀五千貫を與へたと云ふ記録がある。以て將軍の御成りの豪勢振りを想像するに難く無いのである。

斯く道路交通は漸次齊整を告げる事となつたが而かも尙ほ明治元年五月十七日の撤去の令が出る迄は諸所に關所が設けられて居て交通の一大障害をなして居た次第であつた。今關所の起りを尋ねて見るに、神功皇后攝政の時代に忍熊王の亂に鑑み中國に和氣關を置かれたのが始めであつたと云ふから矢張り支那の函谷關や山海關、連山關等の起源と同じ様に内亂外患の防衛の軍略的乃至治安維持の目的に相違無かつたのである。尙ほ下つて履中天皇の御宇に白河、勿來の兩關が設けら

れたと云ふ。此れは疑も無く蝦夷に對する防禦線として設置せられたものと思はれる。次で天武天皇の元年に壬申の亂の結果不破の關を置き、尙ほ八年十一月大和龍田山及び同國大阪山の兩所に關を設けられ、其の後奈良に對する外輪防禦線上に伊勢の鈴鹿關と越前の愛發關とが設けられた。

○

平安朝となつてから帝都は奈良から京都に遷つたので従つて鈴鹿、愛發及び不破關等は重を置かれなくなつて其の代はりに近江國の逢坂に新に關所を設置せらるゝに至つた。爾來群盜の蜂起の度毎に新關が設けらるゝの例で此の結果として足柄と碓氷との兩關が設けられた次第である。

此の時代迄は治安維持の爲めの往來取締であつたが爾來時世の變遷に伴ひ延曆寺、東大寺若しくは興福寺等の造營の費用を關所で取り立てたと云ふ事が鎌倉時代、南北朝時代及び室町時代を通じて行はれたものらしい。従つて此の例に倣ふて諸方の豪族は各地に夫々小關を設けては勝手に征錢を取り立て大に交通を妨害することゝなつたが爲め之れが廢止を下命して嚴重に撤去を勵行するの必要を生じた事も往々あつた。

○

徳川幕府となつては幕府の自衛上全國の樞要地點に關所を置いて往來の人々を取り締つて居たものゝ、決して征錢は爲さず、又一私人が勝手に關所を設くる事を嚴禁し何れも關所は全國的に統一

せられたる警察機關たるの職能を帯びる事となつた。而して關東及び上方には十萬石以下の譜代大名二十數家の外に彦根十八萬石の井伊直勝を以て西方の外様雄藩及び加州前田家の双方に對して備へしめたる外岐阜縣加納に譜代大名たる松平忠政十萬石名古屋に御三家の徳川義直五十三萬九千石を封じて三段にも四段にも備へを爲した外木曾福島遠州今切と箱根と三つの關所を以て尤も嚴重な防禦線を引いたのであつた。

〔今切御關所改次第は凡そ左の如くである。〕

(前略)

一女竝鐵砲を第一改可申候(以下略)

一下りの鐵砲は惣て御老中御證文にて通し申候登りは構無之事

一長三尺以上之下り荷物計り改長物類は登りを改めの事

一女は上下共に改之坊主竝前髮有之者比尼丘小女に紛候故見明候て改通候事

(下略)

幕府として銃砲類が江戸以外に出づる事を嚴重に取り締る方針であつたから、御老中方の直筆書版の通關證がなければ西の方へは通さないのである。此の許可證の實物は濱名郡新居町役場番所の役宅現今も尙ほ町役場として居るに保存してあるに就き御序のある方は御一覽の便宜がある。

參觀の制度と共に外様大名威壓の政策として採用されたのは證人提出の制度であつた。慶長四年細川忠興と前田利長が徳川幕府に其の證人を提出したのが始まりでもつて關ヶ原の役後は之れに倣ふものが段々多くなり、大阪の役の前に已に鍋島、島津、淺野、秋月、伊東、相馬、遠藤、西尾、竝に松浦、脇坂等諸氏が皆何れも皆證人を提出し、役後には遂に各諸侯は概ね江戸に邸宅を構へて其の妻子をして移り住ましむる事となつたのであるから自ら諸大名全部が其の妻子を幕府に對する忠誠の保證として江戸に留め置くの制度が確立することゝなつた。從て幕府として其れ等の人質が江戸から逃亡する事を防ぐの必要から關所では女子に對して特に嚴重に往來を查察したので前述の通り女は上下共にそれを改むとあるけれども其の中でも女子の西行きと云ふ事に重きを置いて取り締つて來たので祖法墨守の封建的、保守的精神の支配の下に遂に明治の時代に迄及んだのである。古來關所の度々歌人の歌枕となり或は稗史小説類に其の名を現はす事多く人口に膾炙するが今簡單に其の沿革來歴の概要を尋ねて清覽を仰ぐ次第である。

追記一 關所の開閉は明暮共に六つ時と定めてあつた、即ち「今切御關所改次第」の中にも「夜中一切不通之、但御定之面々は格別の事」とある通りである、關所は又普通其の關所所在地を管轄する領主の預る所としてあつた。常に頭一人、横目付一人、定番五人、兵士五人足輕二十五人位が重要關所を固めて居たものである。

重要關所とは前述の通り箱根、今切、木曾、福島、の三ヶ所の如きが其の最たるもので從て此の三關所の管轄の領主たる小田原城主、三州吉田城主、尾張代官山村氏の任務は頗る重大のものであつた。

追記二 徳川家康が遠江一圓を經略し得て元龜元年曳馬城（後改めて濱松城と呼んだ）を築いて其處に居を構へ其の地方に雄視すると同時に濱名湖口の今切れば東海道に有數な關門たる事を洞見したのは彼れの烟眼素よりの事である。此の關所は番所を濱名郡新

居町に設けて其處より舞坂に達するにばどうしても船に依らなければならないのであるから、箱根の如き裏山の澤山ありそうな關所とは同日の談ではないのである。即ち「今切御關所改次第」には「關東西國渡船之船、今切に懸候はゞ改む可き事」及び「登り之者脇々より船の出入致させ間敷候事」とあつて番所の監督する船（其の數百二十艘あつたと云ふ）以外には通行を許さなかつた。而して展望監視が湖上能く行き届くから決して關所破りは出来なかつたのである。而かも婦女子は此の關所の通行は絶対に許さず濱名湖北岸を迂回せしめたから其の道路を姫街道と謂ひ、現今で其の府縣道は通稱姫街道の名で知られて居る。

追記三 寛永十二年の武家法度の中に「道路、驛馬、舟梁等、無斷絶、不可令致往還之停滯事」とあつて一般の交通の進歩發達を旨とした事は殆ど明かであるが保安警察の必要上から關所が設置せられてあつたのは蓋し中央集權及び徳川家の政權維持等の根本政策から已むを得なかつた、加ふるに東海道には懸々橋をかけずに渡船又は徒渉に依つて交通せしめた個所は六郷、馬入、酒匂、富士、興津、安倍、大井及び天龍の諸川があつて少なからず交通の支障となつて居たのが今や各川夫々皆國庫の補助を俟つて縣工事として完全に架橋せられ残す所天龍川及び今切二ヶ所のみとなつたのは全く聖代の惠澤に外ならず今昔の感に堪へざるものがあるし本會の後援亦與つて大に力ありし事をも併はせて感謝しなければならない。

——十一月五日——

神戸に於ける交通の變遷

神戸市技師 奥 中 喜 代 一

交通機關の進歩發達の結果が却つて交通地獄を招き大都市の十字街では、人々は命がけの血眼で飛び廻つて居る。此恐しい渦巻きを外に過去を尋ねて交通の變遷を願るのも亦徒事ではあるまい。